

## (仮称) 秋田市子ども計画の策定について

## 1 計画策定の概要

## (1) 策定の根拠等

- ・ 子ども基本法第10条第2項により、国の子ども大綱および都道府県子ども計画を勘案して市町村が作成することとされている「市町村子ども計画」を策定しようとするもの。(努力義務)
- ・ 子ども大綱(令和5年12月閣議決定)には、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」および「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に関する事項が含まれており、これらを盛り込む必要あり。

## (2) 子ども計画の範囲に含まれる本市既存計画

計画名	根拠法	計画期間
ア 第4次子ども・子育て未来プラン	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法	令和7年度 ～11年度
イ 第2期子どもの未来応援計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	令和4年度 ～8年度

※アおよびイは、子ども計画の一部としての位置付け。

## (3) 調査の実施

- ・ 計画策定に当たり、令和6年9月から11月まで次のとおり調査を実施した。
- ・ 国の同種調査や秋田県、全国の先行実施都市の例を参考に調査項目を設定。

	調査対象	調査方法	回答数(率) (対象者数)	調査内容
子ども調査 (R6.9～10)	小学生 ～高校生	インター ネット	9,060(31.3%) (28,961)	自己肯定感・自己有用感・幸福感等の認識、 安心な居場所、悩みごと、相談相手など
若者調査 (R6.10～11)	19歳 ～39歳	インター ネットお	980(32.7%) (3,000)	
貧困に関する調査 (R6.10～11)	子ども の保護者	よび郵送	1,394(46.5%) (3,000)	子どもの生活状況や 世帯の家計状況など

## 2 計画策定に当たっての新たな検討課題

- (1) 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる社会(子どもまんなか社会)の実現に向けた新たな取組の検討

(例)

- ・ 子ども・若者の意見表明と子ども・若者からの意見聴取の取組
- ・ 子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくり
- ・ 遊びや体験活動の推進等による子ども・若者の成長の基盤づくり など

- (2) 子ども・若者の視点に立った施策の推進、発達過程に応じた切れ目ない支援などの視点や直近の市民ニーズを踏まえた施策体系の構築と既存施策の点検・見直し

### 3 計画の対象と期間

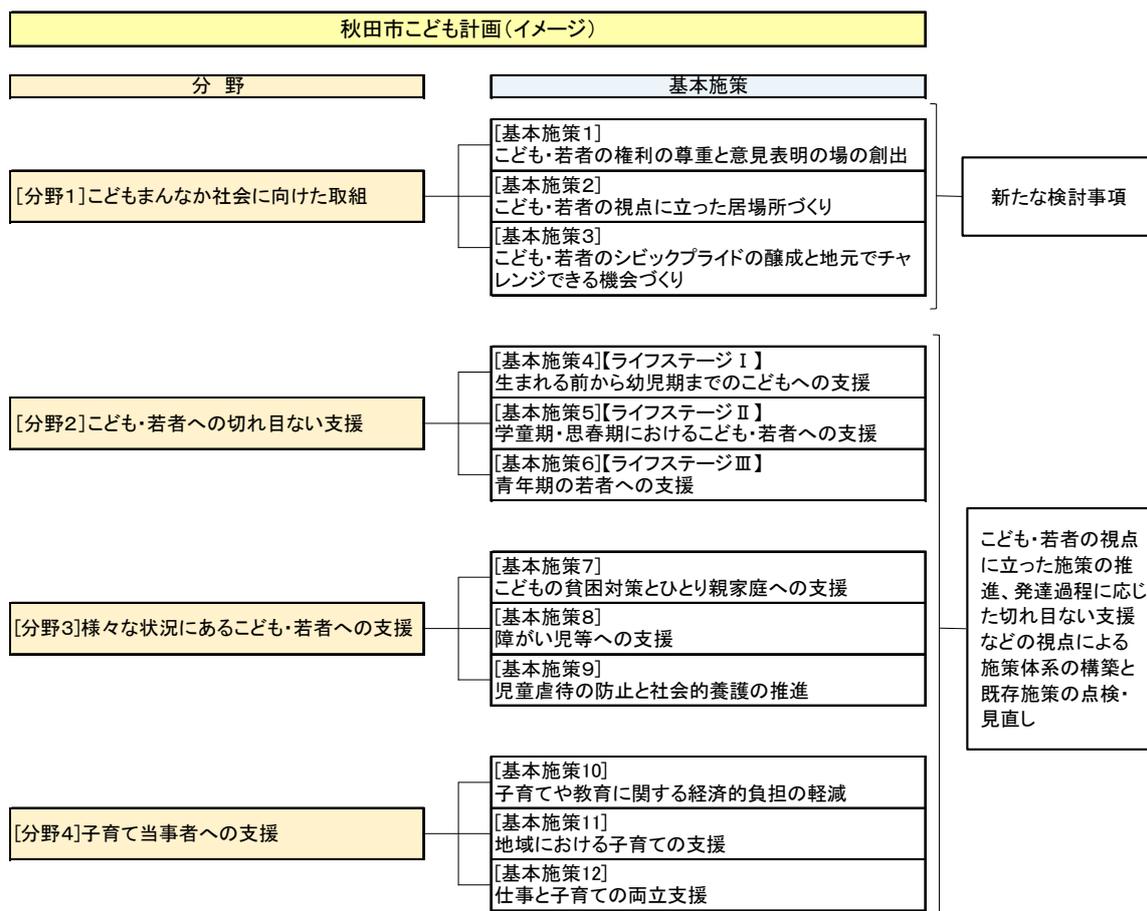
#### (1) 対象

こども大綱および秋田県こども計画を勘案し、計画の対象は、「心身の発達過程にある者」「子育て当事者」「これから子育て当事者になる者」「こども・若者と子育て家庭を取り巻くすべての関係者」とする。

#### (2) 計画の期間 令和8年度から11年度までの4年間

※12年度(第2期計画)からは5年間

### 4 施策体系のイメージ



### 5 子ども・子育て会議のスケジュール(予定)

令和7年5月 第1回子ども・子育て会議開催(策定方針等の説明)

8月～ 第2回～第5回子ども・子育て会議開催(～1月)

12月～ パブリックコメント(～1月)

令和8年3月 市長決裁・策定

※当会議のほか、庁内関係部局および市議会厚生委員会と協議しながら策定作業を進めていく。